

1. 「歴史文化資源を知る」に関する課題・方針・措置

このため、本市では5章での歴史文化資源の把握調査の現状から、調査が不十分な部分を中心に重点的に体系的・総合的な調査を行い、調査結果を市内外に公開する必要があります。

- 1-2 歴史文化資源の魅力を市内外に公開します。

保存・活用に関する 措置 ※番号：方針との対応		措置の内容	取組主体					事業計画期間			財源
			地域	管 理 者 者	専 門 家	支 援 団 体	行 政	短期 (1～3 年)	中期 (4～6 年)	長期 (7～10 年)	
歴史文化資源 の調査の実施	1-1	行政と民間が連携 し、未指定の文化財 を中心に調査する。	△	△	○	○	◎				市
文化財リスト の作成・管理	1-1	調査した文化財を リスト化し、研究の 基礎資料等にする。		△	○		◎				市
発掘調査の実 施	1-1	必要に応じ埋蔵文 化財の発掘調査を 行う。			○	△	◎				国・ 市
歴史文化資源 のパンフレッ トや冊子の作 成	1-2	歴史文化資源を分 かりやすく解説し たパンフレット等 を作成し、市内外に 魅力を発信する。	△	△	△	◎	○				国・ 市
歴史文化資源 をテーマにし た講座等の開 催	1-2	時代や人物、出来 事別のテーマで講座 を開催し、歴史文化 資源の魅力を発信 する。			△	◎	○				国・ 市

博物館等と連携した歴史文化資源の広報事業	1-2	博物館、公民館、図書館等で共通したテーマで歴史文化資源の講座や展示を実施し、歴史文化資源の魅力を発信する。			△	◎	○	←→				国・市
ホームページ、SNSによる情報公開の拡充	1-2	歴史文化資源を魅力的に解説した動画等をSNSで全世界に発信する。	△	△	△	◎	○	←→				国・市
県内外の自治体と連携した情報発信	1-2	刀剣や須恵器等の本市の魅力的な歴史文化資源を、他の自治体と連携して情報発信をする。			△	◎	○	←→				国・市

※ ◎ 主体として取り組む

○ 連携、協力を行う

△ 協力体制を整えておく

2. 「歴史文化資源を守る」に関する課題・方針・措置

(1) 課題

現在、文化財は全国的に人口減少や少子高齢化といった社会状況の変化により散逸や滅失の危機に瀕しており、地域ごとの特色や歴史文化の存続が危ぶまれています。

本市でも市内の歴史文化資源については、所有者や地域による保存管理に負うところが大きいのが現状です。行政としての対応は、管理方法や修理に関する指摘やアドバイス等の限定的なものにとどまっており、歴史文化資源および周辺環境の日常的な管理不足による歴史文化資源の滅失や市外(県外)への流失、保存修理や祭礼等に必要な財源や伝統的な材料の不足等、地域の歴史文化そのものの希薄化という問題を抱えています。中でも建造物の経年劣化や太刀踊をはじめとする祭礼行事の衰退は、少子高齢化の影響による後継者不足が顕著な問題となっています。

また、市が所有する歴史資料や土器などの出土品が各所に点在して保管されているため、集約し適切な管理を行う必要もあります。

このような現状を踏まえ、今後市内の歴史文化資源の保存・管理については、行政および所有者等の限られた担い手だけではなく、地域や専門家等を含めた多様な担い手と連携して取り組む必要があり、そのために必要な財源の確保や日常的な見守り活動といった有効な手法、体制や仕組みを構築していく必要があります。

また、近年、世界規模で異常気象や自然災害が頻発化・甚大化する傾向にあることから、今後想定される風水害地震等に対する歴史文化資源の防災対策の充実が求められます。しかしながら、建造物の耐震化や防災施設の設置・更新等の被害を最小限にとどめるための対策は十分でなく、さらに災害発生時の対応があらかじめ定められていないことも課題です。

このような地域において守るべき歴史文化資源の防火や防犯に対する市民意識の向上が大きな課題であり、地域総がかりで防災、防犯に取り組むためには、行政および所有者、地域等が災害の危険性を共有し、連携して対策に取り組む体制を確立していく必要があります。

また、このような現状を踏まえ、歴史文化資源の価値を損なうことなく、後世に継承していくためには、立地や保存状態等の歴史文化資源の現況に応じた計画的な保存管理を推進、継続していく必要もあります。

(2) 方針

- 2-1 歴史文化資源の保存・管理に取り組みます。
- 2-2 歴史文化資源の防犯・防災対策に取り組みます。
- 2-3 個別の保存活用計画の策定を進めます。

(3) 措置

保存・活用に関する 措置 ※番号：方針との対応		措置の内容	取組主体					事業計画期間			財源
			地域	所有者 管理者	専門家	支援 団体	行政	短期 (1～3 年)	中期 (4～6 年)	長期 (7～10 年)	
財源確保の仕 組みづくり	2-1	クラウドファン ディングやふるさと 納税等の歴史文化 資源を保存活用す るための財源確保 の仕組みを検討す る。				○	◎				市
歴史文化資源 の保存・管理 の支援	2-1	歴史文化資源の保 存・管理に対し補 助金を交付する。		○	○	○	◎				国・ 県・ 市
歴史文化資源 の保存・管理 の検討	2-1	歴史文化資源の管 理・保存を適切に 行えるよう検討す る。		○	○	○	◎				国・ 市
登録有形文化 財の保存・修 理	2-1	国の補助金等を活 用し、登録有形文 化財の修理を行 う。		○	○	○	◎				国・ 市
資料の集約と 収蔵設備の整 備	2-1	市が所有する資料 を一括して保存・ 管理が行える収蔵 施設を整備する。					◎				国・ 市
地域による文 化財見守り活 動の推進	2-1	地域コミュニティー 等と連携し、日 常の巡視活動を推 進する。	◎	○		○	○				市
指定文化財等 の防犯・防災 設備の整備促 進	2-2	建造物や美術工芸 品等の防犯や防火 のため、自動火災 報知機や消火設 備、防犯カメラ等 の整備や更新を行 う。		○		△	◎				国・ 県・ 市

文化財ハザードマップの作成	2-2	市のハザードマップ等を参考に、文化財の災害に対する危険性をあらかじめ把握するための文化財ハザードマップを作成し、所有者等への周知を図る。	△	△	○	△	◎	←→			国・市
庁内各課、警察・消防等との連携の推進	2-2	災害・盗難等の被害にあった時に備えて、写真・特徴・寸法等の情報を記録した文化財リストを整備するとともに、警察・消防と共有することで防犯・防災の迅速な初動対応を可能にする。		△	△	○	◎	←→			市
個別の文化財の計画の推進	2-3	未指定を含めた文化財の個別の保存計画の作成を推進する。		△	△	○	◎	←→			市

※ ◎ 主体として取り組む

○ 連携、協力を行う

△ 協力体制を整えておく

3. 「歴史文化資源を活かす」に関する課題・方針・措置

(1) 課題

歴史文化資源を活かした教育については、公民館や図書館で地元の歴史を題材にした講演会が定期的に開催されていますが、市民が学んだ後に関連する歴史文化資源を巡るような機会は、なかなか創出できていません。

市内の小中学校では、学校別に近辺の歴史文化資源を教材として取り上げた授業が断片的に行われています。しかし、地域の歴史を学ぶことで、地域を誇りに思う気持ちを醸成するところまでは至っていない所が多いのが現状です。各学校現場では、授業における提示資料や指導参考資料、児童生徒に直接瀬戸内市の豊かな歴史を語れるゲストティーチャーを求めています。なかなか対応しきれていません。

そのため、行政や地域住民と学校現場をつなぎ、学習内容に応じた人材をゲストティーチャーとしての確にコーディネートする組織が求められます。

観光面の課題としては、市内に豊富にある歴史文化資源をむすびつけての活用が十分にされていないことが挙げられます。例えば、瀬戸内市には、大小約 500 基の古墳がありますが、道が整備されているものが少なく、観光資源として取り入れられていません。モデルコースを明示したパンフレットも一部で作成されているのみで市内全体をカバーしきれていません。そのため、県内でも古墳が多く築かれた地にも関わらず、市民や観光客にあまり認知されていません。

他の歴史文化資源においても令和4年（2022）度より備前長船刀剣博物館では、国宝「山鳥毛」を展示していない時でも、本物を鑑賞しているような疑似体験ができる VR コンテンツの運用を始めています。このように新たなコンテンツの開発や現地を訪れた人が楽しめる体験アクティビティーの開発等が求められます。さらに、市民が歴史文化資源を巡る際の拠り所となる、案内板や説明板の設置も地域差があり十分とは言えません。今後は、説明板に QR コードをつけ、歴史文化資源の解説を映像等を交えて行う工夫が求められますが、フリーWi-Fi の設置等の新たな課題も存在しています。

町づくりにおける課題としては、瀬戸内市に残る文化的な景観や歴史文化資源を活かしたまちづくりや起業・移住への支援が不十分であることが挙げられます。市内のエリアごとに存在する歴史文化資源を、そのエリアの歴史的魅力を発信することができる拠点として整備・活用する取り組みをさらに推進する必要があります。

(2) 方針

- 3-1 歴史文化資源を教育に活かす人材や団体の育成を進めます。
- 3-2 歴史文化資源を観光に活かすよう整備やコンテンツの開発を行います。
- 3-3 歴史文化資源をまちづくりに活かす整備と支援を行います。

(3) 措置

保存・活用に関する 措置 ※番号：方針との対応		措置の内容	取組主体					事業計画期間			財源
			地域	所有者 管理者	専門家	支援 団体	行政	短期 (1～3 年)	中期 (4～6 年)	長期 (7～10 年)	
社会教育における歴史文化資源に関する学習機会の充実	3-1	歴史文化資源を活かした体験教室や各種イベント等を実施し、市民及び来訪者等、多世代間の交流事業を推進する。	△	△	△	◎	○	←————→			国・市・民間
文化財のガイドの育成	3-1	文化財を訪れた人に、歴史文化資源について解説し、市の魅力を発信できる人材を育成する。	△		△	◎	○	←————→			国・市・民間
小・中学校や高校の歴史・郷土学習と連携した教材・資料の提供	3-1	ふるさと教育推進を目的として、各学校の教職員を対象とした研修会への支援や資料提供を積極的に行う。			△	◎	○	←————→			国・市・民間
小・中学校や高校の歴史・郷土学習への協力	3-1	市内学校の教育目標や学力観を把握し、ニーズに合わせたゲストティーチャーを派遣し郷土学習への協力を推進する。			△	◎	○	←————→			国・市・民間
小・中・高生向けイベント・ワークショップの開催	3-1	史跡見学や体験学習を開催する等、歴史文化資源の良さや面白さを実際に味わえるイベントを開催する。	△			◎	○	←————→			国・市・民間
外国人を含めた来訪者に配慮した学びや体験する機会の拡充	3-2	歴史文化資源の価値や魅力をコンテンツ化し、体験型観光としての活用機会を創出することで、様々な歴史文化資源と触れ合う機会の拡充を図る。	△	△		◎	○	←————→			国・市・民間

文化財を巡るウォーキング・サイクリングコースの設定・整備	3-2	民間と連携して、歴史文化資源をウォーキングやサイクリングで巡るルートを設定する。	○	△	△	◎	○	←		→	国・市・民間
関連文化財群別の観光コースを設定・整備	3-2	民間と連携して、関連文化財群別の観光コースを設定する。	○	△		◎	○	←		→	国・市・民間
解説板や案内板設置等の環境整備	3-2	文化財紹介パンフレットの内容やおすすめ観光ルートに対応した案内板・解説板の設置を推進することで、訪れた人の満足度の上昇を図る。	○	△	△	◎	○	←		→	国・市・民間
観光事業者と共同・連携した歴史文化資源を活かしたツアー、イベントの実施	3-2	観光協会や旅行会社に歴史文化資源の魅力や観光ルート等の情報を提供し、本市を訪れる観光客や修学旅行生の増加を図る。	△	△		◎	○	←		→	国・市・民間
歴史文化資源をモチーフにした商品開発	3-2	歴史文化資源を活用した商品開発をしている企業や地域団体を支援する。	△			◎	○	←		→	国・市・民間
文化財のユニークベニューとしての活用	3-2	文化財のユニークベニューとしての活用を通じて、所有者等の財源の確保を支援する。	△	◎		○	○	←		→	国・市
地域マネージャーの発掘・育成	3-2	歴史文化資源の保存・活用に関する情報収集やマネジメント力を高める研修会を開催し、文化資源をつなぐ地域マネージャーを育成する。	△			◎	○	←		→	国・市・民間

歴史文化資源を活かしたコンテンツ制作	3-2	体験プログラムの開発やデジタル技術の活用、複製品の作成・展示を通じて、市民等が歴史文化資源を身近に触れることができるようなコンテンツを制作する。			○	△	◎	←	→	国・市
歴史的な町並みの保存・活用推進	3-3	福岡・牛窓の歴史的な町並みの景観を守るため、地区内の修理・修景事業を支援する。	△	△		○	◎	←	→	国・市
歴史文化資源を活用した町づくりを担う人材の育成支援	3-3	伝統的な建築技能及び知識をもち、歴史的建造物の保存・活用や町づくりの支援を行うことができる人材の育成を支援する。	○	△		○	◎	←	→	国・市
歴史文化資源を活用した起業や移住促進	3-3	歴史文化資源を活かした町づくりに関心の高い地区を中心に、空き家を活用した起業や移住を推進している地域コミュニティー等を支援する。	△			◎	○	←	→	国・市

※ ◎ 主体として取り組む ○ 連携、協力を行う △ 協力体制を整えておく

4. 「歴史文化資源をつなぐ」に関する課題・方針・措置

(1) 課題

歴史文化資源の保存・活用の推進体制の整備は、活用や保存を図る上で欠くことができません。市の現状をみると、行政や歴史文化資源の所有者、地域住民等の担い手、歴史愛好団体などが相互連携して活動できていないことや、役割分担がはっきりしていないことが課題として挙げられます。

また、行政内部でも歴史文化資源の保存・活用における推進体制が十分に構築できていないことも、これから解消しなければならない課題です。

(2) 方針

4-1 歴史文化資源の所有者や担い手、各団体間での連携に向けたネットワークづくりを行います。

4-2 歴史文化資源の地域団体での担い手育成の支援をします。

4-3 市内外での調査・研究体制及び市内連携体制の充実に努めます。

(3) 措置

保存・活用に関する 措置 ※番号：方針との対応		措置の内容	取組主体					事業計画期間			財源
			地域	所有者 管理者	専門家	支援 団体	行政	短期 (1～3 年)	中期 (4～6 年)	長期 (7～10 年)	
地域団体による協議会体制の構築	4-1	所有者や管理者、歴史愛好団体が連携した協議会等を開催できるようにする。	△	△	△	○	◎				市
保存・活用講習会の開催	4-2	歴史文化資源の保存・活用に関する講演会・講習会を開催する。		△	△	○	◎				市
伝統行事や技術の継承機会の支援	4-2	民俗芸能、伝統行事等を担う人材の確保・育成をするとともに、関係団体の支援をする。	◎			○	○				国・市
祭礼の維持管理支援事業	4-2	地域の祭礼を継承するために、だんじりなどの用具修理の維持管理に対して支援を行う。	○			△	◎				国・市

瀬戸内市子ども歴史クラブの創設と運営	4-2	小中高生を対象とした歴史文化資源を学ぶ歴史クラブを創設し、学んだことの発表やボランティアガイドができる児童・生徒を育成する。	△				◎	○	←→			国・市
文化財専門職員の採用と配置	4-3	文化財専門職員の拡充、人材確保を計画的に実施する。					◎		←→			市
文化財専門職員の資質向上	4-3	文化財専門職員の知識・技術のスキルアップを計画的に実施する。					◎		←→			市
文化財の保存・活用のための体制整備及び充実	4-3	市内の横断的な連携体制を整えるとともに、岡山県をはじめ市外関係機関等との連携を強化する。					◎		←→			市

※ ◎ 主体として取り組む ○ 連携、協力を行う △ 協力体制を整えておく